

私たち障害者が地域の人々とともにいきいきと生活していく「村づくり」をすすめています

はばたけ

NO 39

1998年12月3日発行
栃木障害者の自立をめざす会
事務局:〒328-0123
栃木市川原田町402-2
中山全央 TEL0282-23-3236

11月現在
174名の
会員です
400名の会員を
めざします!

— 村づくり構想を掲げ、ゆうの家を発展させた、
法人作りを成功させるためにも 全員が
会員拡大を運動の中心に置こう = 会長 中山全央

本会創立10周年は、学習の取り組みや、施設用地の確保、そして、作業所移転の検討など、皆さんの協力を得て進んで参りました。一方、運動の進め方などで、若干の考え方の相違がでたり、職場の移動、家庭内で病人が出たりして活動時間が確保できないなど、活動の中心を担った方々の参加が困難になっている現状も明らかになってきています。

さらに、本会は当初から自立・自発的活動スタイルで強制はしない事でしたので、この間連絡を事前に徹底できない事が活動の障壁となって表面化してきました。

しかし、10年間月1~2回の役員会は保障され、ほぼ毎月、第3土曜日が定例化しています。

私達は、昔から組織は『知つて知らせて組織する』を旨としていたのですがこうした活動が自立の会に欠けてしまった事が今日の課題です。それは、『はばたけ』を担当してきた役員の栃木市から転出や、共同作業所ゆうの家運営に役員が力を集中せざるをえなかったためでもあると思います。

ここまで大きな運動をするためには、運動をまとめ宣伝し集約する専従の方が必要だったとのかんがえもありますが、現状では専従の方を雇用し運動を開催するまでには財政的に困難です。やはり、初心に立ち戻り、小さな力を束ね本会の目的にあるように『地域に土着した』活動を頼うならば、役員を先頭に会員と共に自意的に運動を開催するしかないと思います。私たちは今総会で今年できた社会福祉法人うまぐりの里に引き続き『社会福祉法人なすびの里設立構想』を提起し、社会福祉法人設立の夢を語りました。これは、『村づくり』の助走ですが、ゆうの家の発展させ、ゆうの家の仲間が、そのニーズに応じた生活が確保出来るよう支援する必要があります。ディサービス事業の展開、仲間のグループホーム建設、できれば親なき後の仲間が安心できる施設づくりを進めますが、仲間自らが生活設計が決定できるようにするための『社会福祉法人なすびの里設立構想』には、会員拡大がこの運動成功の分水嶺であることは言うまでもありません。一人一人がゆうの家に通う仲間と、その家族のために、ひいては、地域の福祉向上の視点で協力していただけるよう、会員を拡大の取り組みを何よりも優先して、次期の総会までに400名の壮大な峰に取り組み是非拡大をしましょう。

皆様のご協力
ありがとうございました
約315,000円の収益がありました

1/10.11	歳の街音楽祭	46,900円
1/1	ふれあいのつどい	162,300円
1/15	花見ヶ崎花さわせ	28,050円
1/22	栃養祭	44,800円

→にも 栃木教会バザー・障害者文化祭等に出店。
総額 約315,000円になりました。又冬の物品販売(カレンダー
清物)へのご協力ありがとうございました。若干 カレンダー・つけもの
花序があります。



→1/1(ふれあいのつどい)
カラオケのステージにたつ
ゆうの家の仲間たち

《12月20日(日)》

合同クリスマス会

・国分寺尼寺 墓武館

・12時30分開場

・会費 1,000円 (小学生以下 500円)

以前発表はゆうの巣にありますので、お問い合わせ下さい。

ふく鳥大生によるハンドベル演奏もあります。

《12月19日(土)》

第3回ふく鳥い太好モダンスパーク

・栃木商工会議所大ホール

・18:00 開場

・チケット 2,000円 (ドリンク付)
プロダンサーによるエキシビションもあります

自立の会
これからの方
行事予定



《12月22日(火)23日(水)》

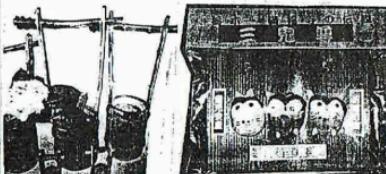
サンフラザーバザー 9:30 ~ 18:00

サンフラザーバザーが社員のために行っているバザーですが、先方のご好意により毎年市の作業所や育成会に対してお店の打診があります。昨年は他の行事と重なり参加できませんでしたが、施設建設のための資金づくりの一環として本年は出店する事になりました。スタッフが不足していますので短時間でもお手伝いしていただける方は、ゆうの巣あるいは会長宅にご連絡下さい。

0292-24-8596 ゆうの巣
0292-23-3336 中山

一回入賞!!

花器(佳作) 三鬼尊(奨励賞)



一回入賞!!
農林省農業振興センターや栃木県農業振興センターが主催する農業振興コンクールに参加しました。この家の仲間がつくった農品をいただいてます。二点が選ばれ賞状と記念の楯をいただいてます。

社会福祉法人なすびの里・授産施設建設委員会報告

11月15日(日)、栃木文化会館会議室において「社会福祉法人なすびの里・授産施設建設委員会」(以下、建設委員会)の会議が開かれ、今日までの経過報告と建設計画についての具体的な検討・今後の計画スケジュール等が議論されました。

私たちが法定施設をめざすのは、自立の会の運動の力で共同作業所ゆうの家の開所し、運営面・実践面で試行錯誤を繰り返して今年5年目を迎えますが、仲間(作業所利用者)の増加にともない建物が手狭になったり、財政的な見通しも厳しくなってきたこと、また今後の養護学校卒業者を含めて仲間の地域生活支援など将来構想の確立が必要され、構想の一環として法人化が不可欠だからです。複数名の施設設立経験者にも建設委員や顧問として加わっていただき、2002年(平成14年)法人取得に向けて、書類作成や行政交渉などの具体的な準備に取りかかっています。

今回議されたなかで、以下の点が当面の課題としてあげられました。

①これまでの運動をふまえながら、どんな理念で法定施設を運営していくのかという論議と意思統一。併せて、ゆうの家の仲間や今後の利用希望者にどのようなニーズがあるかという調査・分析と、将来構想づくり。

②大光寺に購入した土地の様々な条件の解決。また、地域住民の方々の理解と協力関係づくり。

③建設委員会の強化。そのためにも自立の会の会員拡大が急務。

④自己資金づくり。募金・バザー・コンサートなどの取り組みを進めながら、運動的な視点を持って地域の方々に協力を訴えていくことが大切。また、公的責任という意味で行政への運動も必要。

次回の建設委員会は12月17日に開かれる予定です。

社会福祉法人とは

一般に法人とは、社会福祉事業法に基づき社会福祉法人を設立すること法定施設を開設することであり、そのための必要な条件として、土地・法人人材・自己資金(限度で自己負担分・運営費の1ヶ月分・法人事務費)・地域住民の同意書の4つが不可欠である。また、内なる条件として、実質的な運営委員会の確立・作業所の理念や目的、めざすべき方向性の志意統一・職員の福利とリーダーの存在・行政との信頼関係と地域住民の理解の4点が必要である。また、資金については、社会福祉医療事業から借入ができるほか、地方自治の独自の創意で建設費の補助を行い、自己資金が殆どなくとも法人化が実現している作業所もあり、それらの制度を調査し地元の行政に働きかけていくことも必要。

具体的なスケジュールと手順

土地の確定から法定施設の開設まで約2年が必要。認可申請の担当者を窓口として、「施設整備計画書」次に「認可申請(認可請願書)」を提出。そして、国の補助金内示を受けて、設計会社と契約。建設会社は一般的に競争入札(10社程度)を経て契約工事がスタート。そして、「法人認可申請書」「施設認可申請書」を提出。(分科会当日申請書類の記入例を記し説明)利用者の受け入れは、身体及び知的障害の作業所では、福祉事務所を通して、精神障害の場合は、保健所と主担当の准西地区をもって申請を決定する。「措置」は、行政用語としては「行政処分」を意味するが、実態としては、施設側が受け入れる意思表示をすれば、措置がされる傾向があり、重複者の受け入れについては、地元行政と小規模作業所時の受け入れ実績をもとに事前に十分意志疊通を図っておく必要がある。